

熊本市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について

熊本市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

熊本市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例(平成26年条例第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第13条第1項」の次に「(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、同条第2号中「第14条第1項」の次に「(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)の施行に伴い、過料の対象を追加するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。